

人材コンサルティング料の返還について

紹介対象者が入社後 3 カ月以内に、明らかに本人の責による解雇または自己都合退職により退職した場合受領した人材コンサルティング料の 50%を返還します。

但し、以下の各号に関する場合は除きます。

- ① 紹介対象者の死亡・病気など不測の事態による場合
- ② 紹介対象者に対する処遇およびその他の労働条件が採用決定時の労働契約内容と著しく異なることに起因する場合
- ③ 弊社から派遣されている社員を採用する場合

※上記事項については、「コンサルティング契約書 第 8 条（人材コンサルティング料の返還）」に記載するものとします。